

受験願書提出後の記載内容の変更について

○送付先、電話番号、氏名等の変更

受験願書提出後に記入内容の変更が生じた場合、【様式】「送付先等変更届」により受験番号（受験票到着前は記入不要）、氏名、連絡先等及び変更の内容を記入し、工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局宛に速やかに提出してください。

なお、氏名の変更の場合は、その事実の確認ができる書類（戸籍抄本、旧姓併記のある運転免許証・マイナンバーカード（個人番号カード）の写し等）を同封してください。

○受験地の変更

受験願書提出後の受験地変更は、原則として認められません。

ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情が生じた場合は、「受験地変更届」（様式不問）を工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局宛に速やかに提出してください。

受験地変更届には、受験番号（受験票到着前は記入不要）、氏名、電話番号、変更前・変更後の受験地及び受験地を変更する理由を記載し、受験地を変更する理由を証明できる書類（転勤の場合は、辞令（写し）等）を必ず同封してください。なお、上記事情があった場合においても書類の提出時期によっては受験地の変更ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○選択科目及び選択問題の変更

いかなる理由でも変更は認められません。

受験願書を提出する前に、選択した科目及び選択問題が誤っていないかを必ず確認してください。

【送付先等変更届及び受験地変更届の提出先】

〒100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁内 工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局宛